

第3号議案

尾張都市計画準防火地域の変更
(犬山市決定) について

尾張都市計画準防火地域の変更（犬山市決定）

都市計画準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
準 防 火 地 域	約 178.9ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画道路 3・4・41 号名古屋犬山線（愛知県決定）の一部区間の廃止に伴い、羽黒地区の準防火地域区域境界を都市計画道路両端より東西 20m から主要地方道春日井各務原線端の両端より東西 20m へ変更するものである。

理由書

【羽黒地区】

1 変更の概要

主な変更は以下のとおりです。

変更前後	種 類	備 考
変更前	準防火地域	最終決定 平成 29 年 4 月 27 日告示
変更後	—	—

2 当該都市計画の都市の将来像における位置づけ

本市では、「第5次犬山市総合計画」において、「必要に応じて、まちづくりの観点等から都市計画道路の見直しを検討する」としています。

また、「犬山市都市計画マスタープラン」においても、都市計画道路について、「未整備区間のうち社会状況等の変化から都市計画の見直しが想定される区間については、その機能を検証した上で、必要に応じ見直しを検討する」としており、羽黒地域の地域別構想の中で、3・4・41号名古屋犬山線（愛知県決定）について、見直しに向けた検討を進めるとしています（P42 第三章（3）1）参照）。

防火地域・準防火地域については、羽黒駅周辺の商業・業務施設の集積を図る区域等の、防火地域・準防火地域の指定を継続し、火災の危険を防除する建物への建替えを促進するとしています。

3 当該都市計画の必要性

防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するための有効な都市計画です。当該地区は現在、準防火地域に指定され、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成が図られていますが、3・4・41号名古屋犬山線（愛知県決定）の一部区間の廃止により、都市計画道路沿線外となる箇所については、準防火地域の指定を解除するものとします。

4 当該都市計画の妥当性

(1) 区域

当該地区は、3・4・41号名古屋犬山線（愛知県決定）の一部区間の廃止に伴い、新たに現道の主要地方道春日井各務原線の両端から東西に20m隔てた位置を区域境界とし、明確な区域境界となっています。

(2) 規模

当該地区は、3・4・41号名古屋犬山線（愛知県決定）の一部区間の廃止に伴い、用途地域との整合性を図り、区域境界を明確にするために必要な約0.1haを対象としています。

(3) 施設の配置等

当該地区は、3・4・41号名古屋犬山線（愛知県決定）の一部区間の廃止に伴い、用途地域が近隣商業地域から第一種住居地域となり、商業・業務施設の集積を図る区域ではなくなるため、準防火地域の指定を解除するものとします。

以上より、区域、規模、施設の配置等は妥当です。

計画図

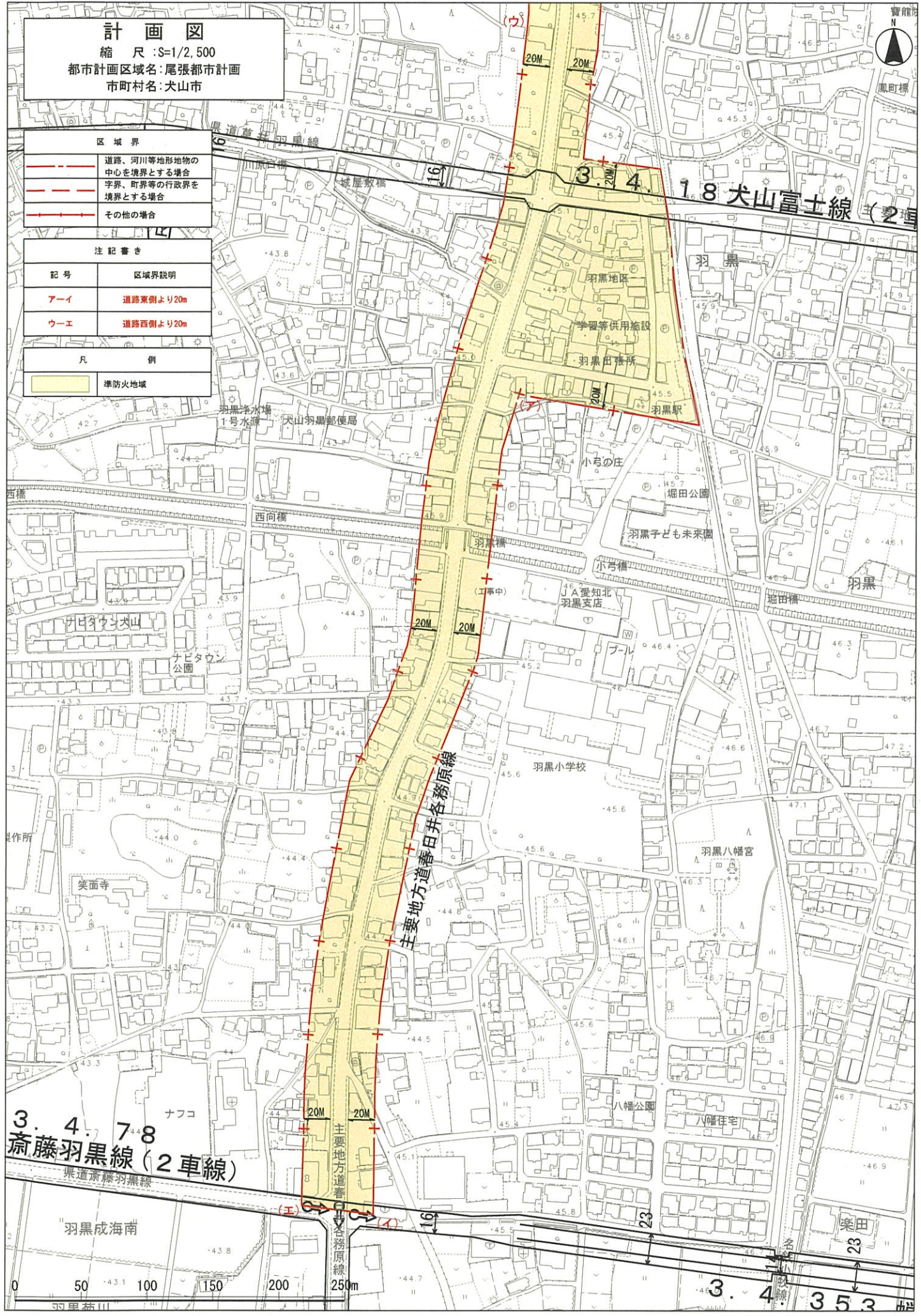
縮尺：S=1/2,500
 都市計画区域名：尾張都市計画
 市町村名：犬山市



区域界	
	道路、河川等地形地物の中心を境界とする場合
	字界、町界等の行政区を境界とする場合
	その他の場合

注記書き	
記号	区域界説明
ア-イ	道路東側より20m
ウ-エ	道路西側より20m

凡 例	
	準防火地域

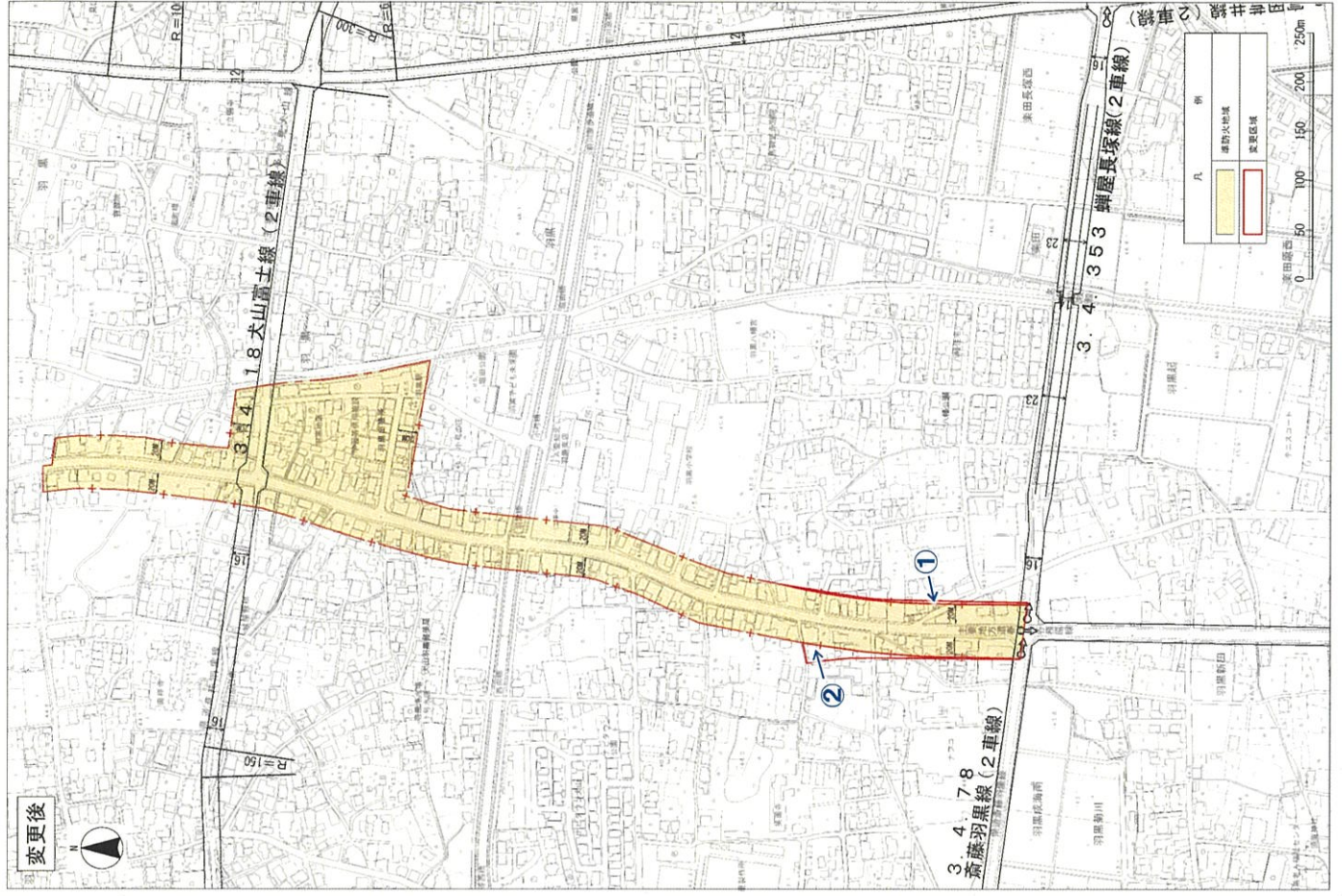
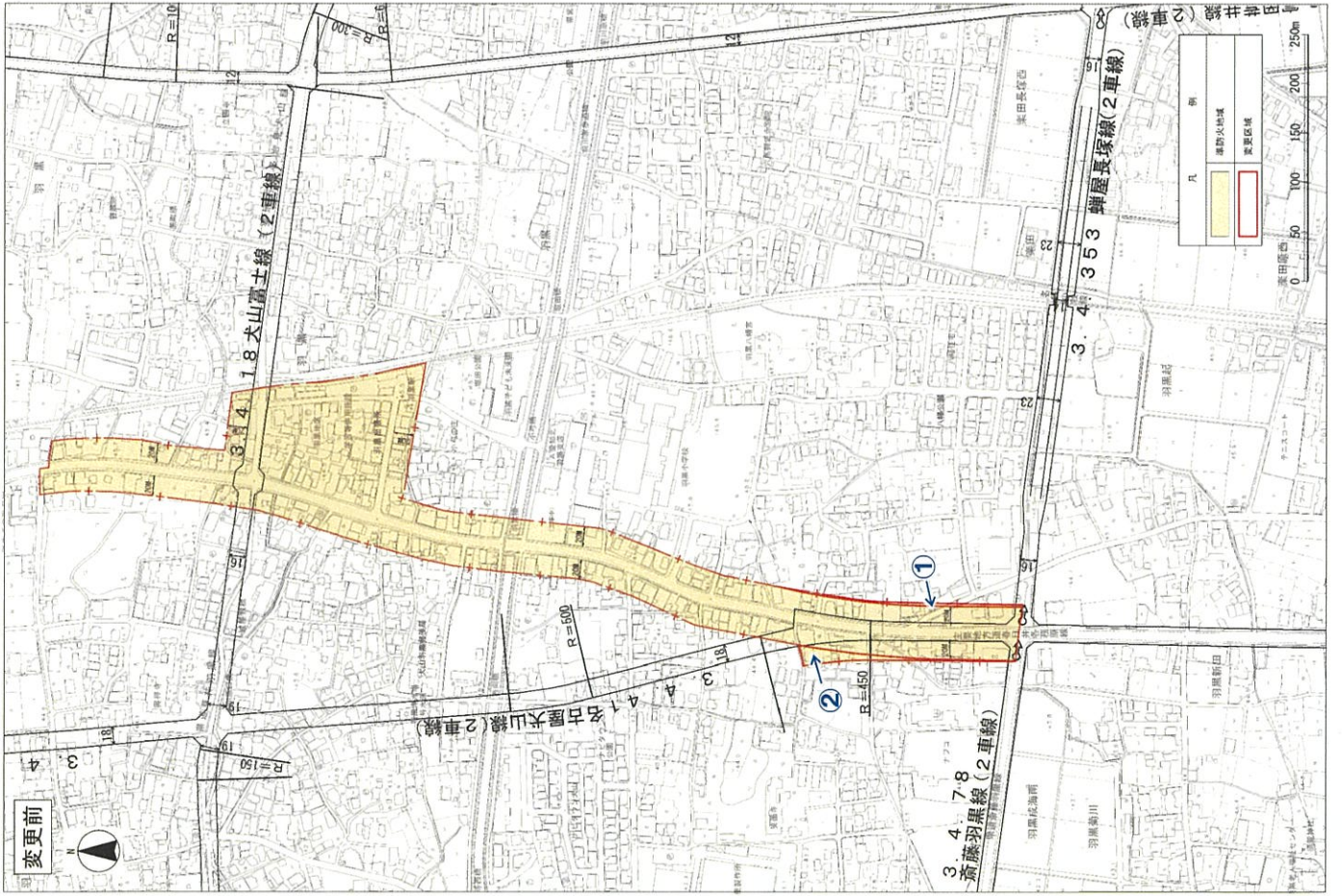


3. 4. 7. 8
 斎藤羽黒線 (2車線)
 国道斎藤羽黒線

0 50 100 150 200 250m

3. 4. 3 5. 3

新旧準防火地域対照図 縮尺 S=1/5,000



【都市計画策定の経緯の概要】

尾張都市計画準防火地域の変更（犬山市決定）

事 項	時 期	備 考
説 明 会	令和3年12月3日、4日	
事 前 協 議	令和4年2月25日	
事 前 協 議 回 答	令和4年3月28日	
案 の 縦 覧	令和4年4月8日から 令和4年4月22日まで	意見書提出（有・ <input checked="" type="radio"/> 無）
市都市計画審議会	令和4年5月25日	
知 事 へ の 協 議	令和4年6月	以下予定
知 事 回 答	令和4年7月	
決 定 告 示	令和4年8月	